

令和2年6月19日
東京医科大学八王子医療センター
病院長候補者選考委員会

東京医科大学八王子医療センター
病院長に求められる資格・資質・能力に係る具体的基準

[資格]

1. 日本国の医師免許を有していること
2. 臨床研修修了医師であること（医療法第10条の規定による）
3. 厚生労働省認定の指導医講習会を受講していること（医師法第16条の規定による）
4. 心身ともに健全であること
5. 人格が高潔、温厚であり、病院の管理運営に識見を有すること（病院内外での組織管理経験）
6. 医療安全確保のための必要な資質・能力を有すること（医療安全管理業務の経験）
7. 過去3年以内に停職以上の懲戒を受けていないこと

[資質・能力]

8. 東京医科大学八王子医療センターの役割と特性を理解し、地域医療、政策医療や医療連携を推進する姿勢と指導力を有すること
9. 東京医科大学・東京医科大学八王子医療センターの理念・基本方針を実行する能力を有するとともに、将来の在り方に明確な展望を持ち、リーダーシップを発揮できること